

EUDR 簡素化レビュー報告書：日本企業が確認すべきポイント

日欧産業協力センター 欧州投資ハブ (Invest in EU Hub)

コーディネーター 大林憲司マテイ

要点

・ EUDR 対応負担の大幅な軽減

欧州委員会が 2026 年 5 月 4 日に発表した[欧州森林破壊防止規則 \(EUDR\) の簡素化レビュー報告書](#)では、ガイドダンス、製品範囲の見直し、情報システムの改善などを通じて、EUDR 対象企業の年間コンプライアンス費用が当初想定比で約 **75%削減**される見込みであるとされています。

・ 日本企業に関する「低リスク国」としての簡易デューデリジェンス

日本は EUDR 上の「低リスク国」に分類されているため、日本産の対象産品・関連産品を EU 市場に供給する場合、情報収集やデューデリジェンス体制の整備は引き続き必要である一方、一定条件を満たせば追加的なリスク評価・リスク低減措置は原則不要とされています。

・ 実務上確認すべきポイントの明確化

同報告書では、下流事業者の義務、零細・小規模一次事業者向けの簡易申告、製品範囲の見直し、情報システムの改善などが整理されており、日本企業にとっては、EU 向け輸出、EU 域内での事業展開、サプライチェーン設計において、自社がどの義務を負うのかを確認することが重要です。

はじめに

EU は、気候変動対策と生物多様性保護の一環として、世界的な森林破壊・森林劣化への EU の寄与を減らすため、2023 年 5 月に[欧州森林破壊防止規則 \(EUDR\)](#) を採択しました。EUDR は、牛、木材、カカオ、大豆、パーム油、コーヒー、ゴムおよびそれらの一部派生産品を対象に、EU 市場に流通する産品が EU 域内外の森林破壊や森林劣化に寄与しないことを事業者を確認させる規則です。その後、[2024 年 12 月の EUDR 適用延期決定](#)、および [2025 年 12 月の EUDR の簡素化規則に関する政治合意](#)を経て、欧州委員会は 2026 年 5 月 4 日、**2026 年 12 月以降の段階的な適用開始**に向けて¹、事業者、加盟国、第三国、その他の関係者が実務対応を進めやすくなるよう、EUDR の実施を円滑に進めるための[簡素化レビュー報告書](#)を公表しました。

¹ EUDR の適用開始日は、大規模・中規模事業者が 2026 年 12 月 30 日、零細・小規模事業者が 2027 年 6 月 30 日です。ただし、すでに EU 木材規則 (EUTR) の対象となっている零細・小規模事業者は、2026 年 12 月 30 日から適用されます。

報告書の内容

今回の報告書では、ガイドンス・FAQの更新、製品範囲の見直し、情報システムの改善など、EUDRの実務対応に関する追加措置が示されています。これらの措置は、対象企業の実務負担を軽減するとともに、対応に必要な手続や判断基準をより明確にし、**企業が予見可能性をもって準備を進められるようにすることを目的**としています。

■ 日本の「低リスク国」分類と簡易デューデリジェンス

2025年5月、[欧州委員会はEUDRに基づく国別リスク分類、いわゆるベンチマーキングシステムを公表しました](#)。同制度では、EUDRの対象となるコモディティについて、森林破壊フリーではない産品が生産されるリスクの水準に応じて、各国が「**高リスク**」「**標準リスク**」「**低リスク**」の3つに分類されます。この分類に応じて、事業者求められるデューデリジェンスの内容も異なります。**日本はEUDR上の「低リスク国」に分類されています**。そのため、日本から対象産品・関連産品をEU市場に供給する場合には、低リスク国からの調達に適用される簡易デューデリジェンス (simplified due diligence) の考え方が重要になります。

今回の報告書では、こうした低リスク国からの調達に関する簡易デューデリジェンスの内容が、改めて整理されています。具体的には、簡易デューデリジェンスにおいても、事業者は引き続き、必要な情報の収集やデューデリジェンス体制の整備を行う必要があります。その一方で、サプライチェーンの複雑性や、原産地不明の産品、標準リスク国または高リスク国で生産された産品との混合や迂回のリスクを確認したうえで、対象産品が低リスク国でのみ生産されたと確認できる場合には、**追加的なリスク評価やリスク低減措置は原則として不要とされています**。ただし、情報収集や確認の過程で、対象産品がEUDRに適合しないリスクを示す情報を得た場合には、追加対応が必要となります。

また、生産国の関連法令への適合性確認 (how to prove compliance with the relevant laws of country of production) についても、公開報告書、指標、生産国・地域の分類など、利用可能な情報をまず確認したうえで、詳細な情報収集が必要かどうかを判断できるとされています。**その初期確認の結果、不適合リスクが無視できる程度であれば、詳細なデータ収集は求められないとされています**。一方で、初期情報から不適合リスクが高いと示されるサプライチェーン、生産地域、生産国については、生産国の関連法令への適合を示す詳細な証拠収集を優先すべきだと説明されています。

■ 下流事業者の義務と企業の役割確認

下流事業者 (downstream operators or traders) の義務についても、今回の簡素化レビューでは重要な明確化が行われています。改正後のEUDRでは、下流事業者は、直接の取引相手に関する基本情報 (名称、郵便住所、メールアドレスなど) を収集・保持することが求められますが、これらは通常、請求書などの商取引データに含まれる情報です。また、下流事業者の直接の供給者が、対象産品を最初にEU市場に置く上流事業者である場合には、その下流事業者は「**最初の下流事業者**」となり、デューデリジェンス声明の参照番号または申告識別子も収集・保持する必要があります。ただし、欧州委員会は、参照番号または申告識別子の収集・保持義務

は受動的なものであり、**下流事業者**がその取得のために自ら調査したり、**供給者に積極的に照会**したりする**必要はない**と明確化しています。また、非遵守を示す情報がある場合の対応についても、義務はあくまで反応的なものであり、サプライチェーン上でそうした情報を能動的に探索する義務までは課されていません。このため、EU 域内で対象製品を輸入・加工・販売する日本企業や日本企業の EU 子会社にとっては、自社が対象製品を最初に EU 市場に置く事業者なのか、上流事業者から直接購入する最初の下流事業者なのか、あるいはそれ以降の下流事業者なのかを確認することが重要です。

- 零細・小規模一次事業者向けの簡素化措置

零細・小規模一次事業者（micro or small primary operators）については、通常のデューデリジェンス声明ではなく、[EUDR 情報システム（EUDR information system）](#)への1回限りの**簡易申告で対応できる制度**が示されています。また、一定の場合には、地理位置情報の代わりに郵便住所、地籍情報、または土地・施設を特定できる同等の情報をを用いることも可能とされています。さらに、協会、協同組合、生産者団体などの認定代理人が、零細・小規模一次事業者に代わってデータを提出することも認められています。日本国内の小規模な農業・林業関係者や関連団体が EUDR 対象産品を EU 向けに供給する場合、こうした簡素化措置は実務負担の軽減につながる可能性があります。

- 対象製品の見直しと EUDR 対応を支援する仕組みの整備

EUDR における製品範囲については、森林破壊リスクとの関連性を踏まえ、不要な行政負担を避けるための見直しが提案されています。報告書では、**サンプル、試験・分析用製品、包装材、廃棄物、中古品、信書**（samples and products used for examination, analysis, and testing; single-use packing materials and packing containers; reusable packing materials and containers; marketing and information materials; waste, used, and second-hand products, items of correspondence）などについて適用除外が提案される一方、**インスタントコーヒー、一部のパーム油派生品、パーム油を用いた石鹸、冷凍牛タン**（soluble coffee, certain palm oil derivatives including soap made with palm oil, and frozen cattle tongues）などは EUDR の対象に追加する方向が示されています。

また、特に注目される変更点として、**牛由来の原皮・皮・革（hides, skins and leather）**が[附属書 I](#)から削除される方向性が示されています。欧州委員会は、皮革分野では食肉分野と異なる取引構造などにより、事業者による必要情報の取得に限界があり、規制対象に含め続けても森林破壊リスクの排除ではなく、単なるリスク移転につながる可能性があるとして説明しています。このようなことから、日本企業にとっては、自社製品や輸出品が EUDR の対象範囲に含まれるかどうかを改めて確認する必要があります。

さらに、情報システムについては、簡易申告、新たな事業者区分の登録、API（Application Programming Interface）対応、任意のグルーピング機能などが導入される予定です。これにより、企業による申告・情報管理の実務が円滑化されることが期待されます。EU 向け輸出や EU 域内での輸入・加工・販売を行う日本企業にとっては、今後の情報システムの運用方法を把握しておくことが重要になります。

加えて、欧州委員会は、**生産国の関連法令や認証制度に関するリポジトリを設置する**予定です。これにより、事業者は合法性確認やデューデリジェンスに必要な情報にアクセスしやすくなり、加盟国間での解釈や対応の

ばらつきを抑えることが期待されています。日本企業にとっても、EUDR 対応に必要な確認事項を整理しやすくなるという点で有用です。

経済効果と今後の動き

本報告書によれば、一連の簡素化措置により、EUDR 対象企業の年間コンプライアンス費用は当初想定比で約 **75%削減**される見込みです。また、EUDR は、森林破壊の回避や温室効果ガス排出削減を通じて、**年間約 70 億ユーロの経済的便益**をもたらすとされています。

費用削減の効果は、特に零細・小規模一次生産者、低リスク国から調達する企業、下流サプライチェーンの事業者に大きいとされています。日本は「低リスク国」に分類されているため、日本産の対象製品・関連製品を EU 市場に供給する企業にとっても、実務負担の軽減につながる可能性があります。今後、[対象品目の見直しを含む委任規則案](#)は、2026 年 6 月 1 日までのパブリックコメント（フィードバック受付）期間を経て、寄せられた意見を反映した上で欧州委員会により正式に採択されます。その後、欧州議会および EU 理事会による通常 2 ヶ月の精査（スクルーティニー）期間において異議がなければ、官報掲載を経て正式に施行される予定です。

関連リンク

- [Commission publishes simplification review of EU Deforestation Regulation](#)
- [Report to the European Parliament and Council](#)
- [Updated guidance document](#)
- [Frequently Asked Questions](#)
- [Draft delegated act on the product scope of the EUDR](#)
- [Commission website on EU Deforestation Regulation implementation](#)
- [EUDR supply chain infographics mapping the roles and responsibilities of operators](#)

免責事項

本記事は、欧州連合（EU）の共同出資により作成されています。ただし、本記事に示された見解および意見は著者のみに属するものであり、欧州連合（EU）または欧州イノベーション会議・中小企業執行機関（European Innovation Council and SMEs Executive Agency）の見解を必ずしも反映するものではありません。欧州連合（EU）および助成機関は、本記事の内容について責任を負うものではありません。

お問い合わせ

本記事や欧州投資ハブに関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

InvestInEUHub@eu-japan.or.jp

